

江東区立東川小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。特に、「いじめ見逃し^{ゼロ}」を目指して、平時における取組に注力する。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。特に、Action24 を全教職員が心がけ、問題を把握したら、その日の内に行動を開始する。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「東川小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【東川小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間9回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

(1)わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・「東川小授業スタイル」を意識した授業づくりを行う。
- ・どの授業でも、「I」と「合い」のある授業の研究を進める。
- ・「こうとう学び方スタンダード」を基本とする学習規律の徹底を図る。
- ・習熟度別授業や形成的な評価を活用して、一人一人に応じた授業を実施する。
- ・授業改善推進プランを基に日々の教材研究を深め、全員がわかる授業を実施する。

(2) 道徳教育の充実と豊かな心の育成……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・道徳的価値について考えを深めるため、「ねらい」に合った授業展開を工夫する。
- ・他者の意見に共感し互いに学び合う主体的な学習を実現する。
- ・縦割り班活動を計画的に実施する。
- ・特別支援学級と通常学級の交流活動・学習を計画的に推進する。
- ・全校をあげて朝読書を推進し、児童の心を耕す。

(3)規範意識の醸成……児童一人一人が自らの心をコントロールする力を身に付けられるように、規範意識を醸成する。

具体的な取組内容

- ・校則の見直しを児童主体で行う。
- ・いじめ撲滅へ向けた取組を児童主体で行う。
- ・縦割り班活動を計画的に実施する。
- ・特別支援学級と通常学級の交流活動・学習を計画的に推進する。
- ・第5学年において、弁護士によるいじめ防止授業を行う。
- ・全校朝会において、児童の心を耕し規範意識を醸成する校長講話を行う。

(4)体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- ・1～4年生を対象に「こころの相談員」がよりよい人間関係を築く力を身に付ける授業（セカンドステップ）を実施する。
- ・各学級であいさつ運動を推進する。
- ・地域人材や外部人材を活用した体験的学習を実施する。
- ・低学年において町探検のインタビュー活動を行う。
- ・第5学年において臨海学校、第6学年において移動教室を行う。
- ・全校を上げてボッチャに親しむ取組を進める。

(5)特別活動及び学級経営の充実……学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事において児童が主体的・協働的に取り組めるように工夫するとともに、共感的な雰囲気のある温かい学級経営を目指す。

具体的な取組内容

- ・学級経営、特別活動、特別支援教育に関する教員のOJT研修を計画的に実施する。
- ・学級会を計画的に実施し、合意形成を図る資質・能力を育成する。
- ・継続的に役割を果たし自己有用感を高める係活動や当番活動などを実施する。
- ・異年齢同士の児童が協力し、自主的・実践的に取り組む児童会活動及びクラブ活動を進める。
- ・全校または学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を進める。
- ・「いいところ発表」の取組など、様々な工夫をしながら、共感的・支持的な雰囲気のある温かい学級づくり及び授業づくりを進める。

(6)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・主体的な情報モラル教育によるSNS東川ルールを定着させる。
- ・セーフティ教室における児童・保護者へのインターネットの適正な利用法を周知する。
- ・SNS東京ノートを活用した授業を実施する。
- ・正しい情報リテラシーを身に付ける情報教育を行う。
- ・各家庭において、SNS家庭ルールの作成・見直しを行う。

(7)いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・生活指導部を中心とした防止研修を実施する。
- ・人権感覚を高める人権プログラムを活用した研修を行う
- ・学校いじめ対策委員会を定期的を開催する。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・年2回WEB-QUを実施する。
- ・アンケート結果に応じて個別相談・指導・いじめ対策委員会を臨時開催する。
- ・6月・11月・2月のふれあい月間においては、1週間期間を設定して全校で取り組む。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・スクールカウンセラーによる5年生の全員面接等を実施する。
- ・スクールカウンセラーや相談員による教育相談を活用させる。
- ・チャイルドラインや相談機関の活用方法を周知する。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・連絡帳等の活用による、保護者との信頼関係を構築する。
- ・連絡帳の内容に応じて迅速な電話連絡や個人面談を実施する。

- (4) その他…教職員の取り組みを工夫する。

具体的な取組内容

- ・毎週行う生活指導夕会で児童の様子の情報共有を行う。
- ・毎月、最終週の生活指導夕会では、「いじめの発見チェックリスト」を用いて、振り返りを行う。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。

(※) ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月を目安)。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。